

非常変災時における臨時休業の判断基準について

連絡先：尼崎市立塚口中学校
住 所：尼崎市富松町 4 丁目 31 番 1 号
電 話：(06)-6421-0620

1. 「尼崎市」に、「大雨警報」・「洪水警報」・「暴風（暴風雪を含む）警報」、及びこれらにかかる「特別警報」が発表された場合

（注意：阪神間の他市に発表されていても「尼崎市」に発表されていなければ通常登校となります。）

時	警報及び 特別警報	学校の対応	備考
授業日の 前日	授業日の前日（日曜日及び休日を含む。以下同じ。）までに、気象情報等により、その授業日に大雨警報等が発表されることが明らかであると認められる場合	- 学校は、その授業日の前日の午後 5 時を目途に尼崎市教育委員会（以下「市教委」という。）から臨時休業の連絡を受けたときは、大雨警報等の発表の有無にかかわらず、その授業日は臨時休業とします。 - 学校長は、対応内容、留意点を保護者に連絡します。	市教委は、その授業日の臨時休業について、尼崎市のホームページ、防災ネット及び尼崎市 LINE 公式アカウントに、その授業日の前日の午後 7 時までに表示します。 ＜臨時休業日＞ 給食：中止
登校前	午前 7:00 現在で発表中	自宅待機 <u>(※)</u>	給食：中止
	午前 9:00 現在で発表中	臨時休業 これ以降に解除されても、臨時休業 放課後学習も中止 部活動も中止 試験日の場合 予定されていたテストは次の日に実施します。テストの日程が 1 日ずつずれます。	給食：中止 必要がある場合のみ、「ミマモルメの一斉メール配信」を通して連絡します。

登校前	午前 9:00 までに解除	授業実施 9:50 までに登校（12:10 下校予定） 10:10 から授業開始（50 分授業×2 校時） その日予定されている授業の用意すべて持参してください。時間割（どの授業を実施するか）は登校後に生徒へ直接指示します。	給食：午前 7:00 時点で既に中止しているため、給食の提供はなく、午前中で下校します。
朝学活	9:50～10:00	試験日の場合 2 教科実施予定だった場合、予定通り実施 3 教科以上実施予定だった場合、1 校時と 2 校時に実施予定だった教科の試験を実施し、3 校時以降に実施予定だった教科は次の日以降へ延期します。 （登校後に生徒へ直接連絡します。）	学校からの連絡はありませんので、各自で判断して登校してください。
準備	10:00～10:10		
1	10:10～11:00		
2	11:10～12:00		
終学習	12:00～12:05		
終学活	12:05～12:10		
下校開始 12:10			
試験日の場合は、1 校時と 2 校時の間の休み時間が 15 分間となり、下校開始時刻 12:15 となります。			
登校後	生徒在校時に発表	周囲の状況や安全等を確認した後、速やかに下校させます。 下校させることが危険だと判断した場合は、学校で待機させ、保護者に迎えに来ていただき、引き渡します。	給食：11 時までに発表された場合、原則、中止して下校

※ ただし、市教委が、授業日当日の午前 7 時時点における大雨警報等の発表にかかわらず、気象情報等を踏まえて生徒の安全を確保する必要があると判断した場合は、学校を臨時休業とします。また、尼崎市のホームページに、臨時休業の決定の旨を同日の午前 7 時までに表示します。

午前 7 時時点において臨時休業が決定されているか否かの情報は、午前 7 時以後に市のホームページで確認できます。

なお、午前 7 時時点で大雨警報等が発表されていても、臨時休業が決定されていない場合は、原則どおり午前 9 時まで自宅待機となります。



(市のHPのQRコード)

2. 前日 14 時頃に兵庫県または大阪府に翌日の熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合

時	学校の対応	備考
授業日の前日	「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート） <u>当日</u> 」を臨時休業とします。 例：9月2日14時頃に環境省から発表 ⇒ 9月3日は臨時休業	※夏季休業日および休日の部活動も、同様の対応とします。ただし、部活動における公式戦等については、主催者の判断に準じるものとします。

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合は、以下の市ホームページに臨時休業情報を掲載いたします。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/school/1019394.html>



3. 地震が発生した場合

時	地震	学校の対応	備考
登校前	授業日の前日又は当日に震度 5 弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	給食：中止
	尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があった場合	避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があった地域を校区に含む学校は臨時休業	給食：中止
登校後	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	地震が発生した時点で、授業や部活動等を中断し、避難行動をとります。 被害状況を把握し、安全を確保した上で、生徒を待機させ、下校や引き渡し等の判断をします。 試験日の場合 中断したテスト（教科）については、その後の対応を教員で検討してから、後日連絡します。	給食：中止
	尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があった場合	被害状況を把握し、安全を確保した上で、生徒を待機させ、下校や引き渡し等の判断をします。	
登下校中	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	生徒は、最も安全と考える場所（学校、自宅、頑強な建物等）に避難します。 教職員は生徒の所在を確認（校内、通学路、避難場所等）します。 被害状況を把握し、安全を確保した上で、生徒を待機させ、下校や引き渡し等の判断をします。	給食：登校時に発生した場合は中止

学校周辺で特殊事情やその他災害（火災、ガス爆発、雷等）発生時に臨時休業あるいは通学路の変更等の連絡・指示をする場合があります。その場合は、下校や引き渡し等の判断をします。また、学校の電気または水道のライフラインが途絶した場合、臨時休業とします。その他、お子様の登校に危険を伴う緊急な場合には、ご家庭の判断で自宅待機させてください。

警報発表時にご家庭が不在となる場合、休業措置があった時もお子様ที่安心して下校できるよう、ご親族や知人宅に避難できるよう依頼しておくなど、事前に準備をしておいてください。